



第4章 具体的な 取組内容

基本の柱

1

DVを許さない社会づくり

重点目標 (1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進

【現状と課題】

- DVの防止や被害者の保護、自立支援に関する施策は広範多岐にわたることから、配偶者暴力相談支援センターを中心に、行政だけでなく民間支援団体などの協力を得て、予防啓発から自立のための生活支援までさまざまな取組を行っています。さらにセーフティネットの網の目を細かくし、切れ目のない支援を行うためには、関係機関等との連携をより強化し、県民を含めた社会全体で取り組む必要があります。
- 行政や高知県民生委員児童委員協議会連合会などの関係機関、団体で構成するDV対策連携支援ネットワークは、平成21年度に法テラス高知、こうち被害者支援センターなどが加わるなど、参加団体の拡充に努めるとともに、被害者の保護や自立の支援を行っています。
複合的な支援が求められる被害者が増加する中、一層のネットワークの拡充と、被害者が暮らす地域単位でのネットワークづくりが必要です。
- 市町村は、住民に一番身近な行政主体であり、被害者支援施策の窓口となることが多いことから、DV被害者対策において大きな役割を担っています。
 - 各市町村では、DV相談窓口を設置していますが、生活保護等の窓口が別の所管である場合が多く、また、他の業務との兼任等で多忙なことから、十分に機能しているとはいえない状況です。
 - 平成19年のDV防止法の改正により、市町村においては関係者が共通認識を持ち、取組を総合的、計画的に進めるため、基本計画を策定することが努力義務とされていますが(2ページを参照)、現在、ほとんどの市町村で基本計画が策定されていません。

【今後の取組】

国や県、市町村といった公的機関と、民間支援団体や地域の社会福祉施設などの連携体制を整え、官民が協働してDV被害者を支援します。

取組項目) ① 関係機関・団体の連携強化	担当課等
<p>●ブロック別関係機関連絡会議の開催</p> <p>被害者が暮らす地域単位でのセーフティネットは、十分とはいえない状況です。県内数か所でブロック別関係機関連絡会議を開催し、DVに対する理解を深めるとともに、被害者の支援に関する共通認識を持ってもらうことで、市町村や地域の関係機関などによる地域でのネットワークづくりを進めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所</p>
<p>●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大</p> <p>県域では、DV対策連携支援ネットワークによる被害者への総合的な支援や暴力のない社会づくりに取り組んでいます。より効果的な支援を行うために、研修等を通じた参加団体の専門性の向上や、参加団体の拡充など、支援の輪を広げていきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター こうち男女共同参画センター「ソレ」</p>
<p>●市町村との連携強化</p> <p>被害者の自立には、多様な支援制度の有効活用が不可欠ですので、各種制度の窓口となる市町村との連携を強化します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>●庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底</p> <p>被害者の支援のために情報共有は必要ですが、その一方で、被害者の安全を確保するうえで、決して情報が漏れることがないように、情報管理の徹底を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 県立病院課 / 教育委員会 警察本部 こうち男女共同参画センター「ソレ」</p>
<p>●民間支援団体との連携及び活動助成</p> <p>民間支援団体によるシェルターの運営や啓発活動、一時保護所の退所者に対する自立支援などが行われていますので、より連携の強化を図るとともに、民間シェルターの運営支援を行います。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

※知事部局及び公営企業局については、担当課等に所属名まで記載しています。

※広く連携や情報共有等に取り組む項目では、担当課等は代表として県民生活・男女共同参画課を記載しています。

※本県では、配偶者暴力相談支援センターの役割を女性相談支援センターが担っています。

※こうち男女共同参画センター「ソレ」の以下の表記は、ソレのみとします。

県及び市町村で基本計画を策定し、DVに係る取組を総合的、かつ体系的に進めます。

取組項目) ② 基本計画の策定と取組の推進	担当課等
<p>●県基本計画の策定と取組の推進</p> <p>県の基本計画である「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関等と連携してその取組を進めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 県立病院課 / 教育委員会 警察本部 / 人権啓発センター ソレ</p>
<p>●市町村基本計画の策定と取組の推進</p> <p>市町村において、地域の実情に合わせた基本計画の策定が進むよう、県はNPOの派遣をはじめ、助言や情報提供などにより支援します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

重点目標 (2) DV防止のための教育・普及啓発

【現状と課題】

- DV問題の解決のためには、被害が起きた後の被害者の保護、支援はもちろんですが、被害を起こさないための予防も両輪となるべき重要な取組ですので、各種広報媒体やリーフレット等の活用によりDV防止を呼びかけています。今後も、こうした啓発活動を継続的に行い、DVに対する真の理解を深めてもらう必要があります。
- DVは、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害です。昨今は、DVだけでなく、いじめや児童虐待、高齢者虐待などが社会問題となっており、自他の人権尊重の意識啓発の重要性が高まっています。したがって、幼少期から年齢に応じた人権教育を行うことが必要であり、そのことがDV防止にもつながります。
- DVは、決して大人だけに起こるものではなく、最近では全国的に高校生など若年層の恋人間でも問題となっており、これを「デートDV」と呼んでいます。

県内でも、高校生を対象とするアンケート調査では、異性との交際経験がある高校生の約2割が「デートDVの経験がある。」と回答しています。また、女子の被害経験に対し男子の加害経験が低く、男子の加害認識の低さが浮き彫りとなっています。

こうしたことから、一部の学校にとどまっているDV学習の機会を広げるなど、デートDVの予防を強化する必要があります。

※調査概要 高校生対象のアンケート調査 平成22年4月～10月実施
回答者数 県内8校、1,757名
交際経験のある高校生(750名)、うちデートDVの経験のある高校生(171名)
女子の被害経験が24.5%、男子の加害経験は7.6%

【今後の取組】

幼少期からの継続した、それぞれの年齢に応じた人権教育をはじめ、職域や地域等における研修を行い、DVを防止します。

取組項目) ① 生涯にわたる人権教育の推進	担当課等
<ul style="list-style-type: none">● 学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進 発達段階に応じた人権教育を行うことで、自尊感情を育みます。 また、子育て世代における人権教育も重要であることから、保護者に対する人権研修の実施についても、市町村等へ働きかけていきます。	私学・大学支援課 教育委員会
<ul style="list-style-type: none">● 対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施 障害などにより、対人関係を築くことが苦手な子どもがいます。このような子どもの場合、周りの理解が得られないことから精神的に不安定となり、時として暴力に訴えがちなります。対応は、早いほど効果的であることから、幼少期から子どもの特性を十分理解した対応と、長所を伸ばしていく指導を続けることが大切であり、このような視点での教育を進めます。	教育委員会

<p>●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>子どもに接する機会の多い教職員に対し、人権教育の研修を行い、DVに対する理解を深めます。</p>	<p>私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ</p>
<p>●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>県職員は、業務の中で住民と接する機会が多いことから、DVに対する理解を深め、支援につなげます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権課 教育委員会 人権啓発センター</p>
<p>●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>住民に最も身近な行政主体である市町村職員のDVに対する理解を深め、支援につなげます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>地域でのDVに対する理解を深め、DV被害者を支援するサポーターを増やします。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 教育委員会 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>加害者は男性が多く、有職者である場合もあるので、職場等においてもDVをはじめセクハラ、パワハラ等も含めた研修を行います。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ</p>

「身体的な暴力はないから」、「これぐらいならDVにはならないだろう」といった誤った認識が、DV被害を拡大させます。DVとはどういうものなのか、子どもたちにどういった影響を与えるのかといった啓発を強化し、DVの防止につなげます。

取組項目) ② DV防止の意識啓発の拡充	担当課等
<p>●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発</p> <p>DVに対する認識は浸透しつつあると考えられますが、家庭内の問題であることから、ややもすれば「我慢が足りない」「被害者が悪い」といった誤った考えも見受けられ、被害者をさらに追い込むことになっています。</p> <p>また、長く被害を受けているうちに、被害者自身も「自分が悪い。」と思い、DV被害を受けていることに気づかない場合もあることから、DVに関する広報を強化します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●市町村における広報紙等を活用した意識啓発</p> <p>市町村の広報紙等での、DV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけていきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>
<p>●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発</p> <p>啓発のための資料を作成し、広く配布していきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ</p>

<p>●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発</p> <p>女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）を含む「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に、講演会の実施やマスメディアを活用した集中的な広報を実施します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●高齢者、障害者、外国人の相談窓口でのDVに関する広報啓発</p> <p>高齢者虐待等との重複被害者も考えられることから、それぞれの専門相談窓口において、DVに関するパンフレット等による広報を行います。</p>	<p>高齢者福祉課 障害保健福祉課 文化・国際課</p>
<p>●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発</p> <p>若者間にもDVが増えつつあることから、「PRINK」においてDVに関するリーフレット等による広報を行います。</p>	<p>健康対策課</p>

デートDVは、将来的にDVにつながる危険性をはらんでいることから、DV被害者や加害者の発生を防止する意味でも、デートDVの予防を強化します。

取組項目) ③ 若者に対するデートDVの予防の強化	担当課等
<p>●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発</p> <p>「愛されている」「やきもち」と勘違いしていることの中に、実はDVが隠れていることに気づいてもらい、相手の人権を尊重する関係づくりを進めるために、広報紙等を活用した広報に努めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発</p> <p>若者がデートDVに関する正しい理解を得ることができるよう、リーフレット等を作成し、意識啓発を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ</p>
<p>●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施</p> <p>携帯電話を勝手に見られたり、メールの返信の強要など、身近なところにデートDVがあることを、学校の授業等を通じて啓発していきます。</p> <p>また、保護者に対しても研修等を行い、子どもと共通認識を持つことで、早期に子どもの変化を受け止めることができるようにします。</p>	<p>私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ</p>
<p>●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>子どもに接する機会の多い教職員に対し、人権教育の研修を行い、デートDVへの理解を深めます。</p>	<p>私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ</p>
<p>●児童生徒が安心して相談できる環境づくり</p> <p>養護教諭やスクールカウンセラーをはじめ、教職員全体がデートDVに対する理解を深め、安心して相談できる雰囲気をつくります。</p> <p>また、相談を受ける際には、相談室等で対応するなどプライバシーの保護に配慮します。</p>	<p>私学・大学支援課 教育委員会</p>

●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発

他県の調査では性的暴力の実態もあることから、思春期の性の課題に対応している「PRINK」での相談活動などを通じて、デートDVの予防について啓発してきます。

健康対策課



重点目標 (3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上

【現状と課題】

- DV施策は多岐にわたることから、被害者が接する関係者は行政関係者や関係機関、民間支援団体等さまざまです。やっと心を開いた被害者が、窓口関係者等の不適切な対応により新たな被害（二次的被害）を受けると、より心の傷を深め、周囲を信じることができなくなってしまう。

相談や支援に携わる関係者はこのことを認識し、一人ひとりが被害者の心に寄り添った適切な対応を行う必要があります。

- 被害者支援では、被害者の立場を十分に理解し配慮することとともに、精神的支援を行うための相談スキルや、経済的な自立のための各種制度に関する知識などが求められます。そのため、配偶者暴力相談支援センターやソーレでは、外部専門研修への参加や精神科医師をスーパーバイザーとした所属内研修などを行っています。今後も、専門研修への参加や、関係機関同士の連絡会議などにより、専門性の向上を図るとともに、専門的知識を持った人材を確保することが必要です。

【今後の取組】

真の自立支援には多くの時間を要することから、自立を支援するための職員を配置します。

取組項目) ① 人材の確保	担当課等
● 配偶者暴力相談支援センターへの自立支援員の配置 配偶者暴力相談支援センターに自立支援員を配置し、一時保護所入所時から退所後の自立に向けての支援を開始し、退所後も継続して家庭訪問等を行います。	女性相談支援センター

研修等により被害者支援に携わる関係者のスキルアップを図り、それぞれの立場で適切な対応を行います。

取組項目) ② 相談員等の専門性の向上	担当課等
● 相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加 所属における研修の実施や、外部研修への参加により、相談スキル等の向上を図り、専門性を高めます。	女性相談支援センター ソーレ
● 直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施 DV被害者の理解や支援に関する研修を行い、被害者に寄り添った適切な対応が行えるようにします。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 / 児童相談所 警察本部

<p>● 被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付 被害者支援をわかりやすく解説した手引きを作成し、手引きを活用した研修を行います。</p>	女性相談支援センター
<p>● 各種研修情報の収集及び提供 国やNPO法人などが行う専門研修に関する情報を収集し、関係機関や民間支援団体、市町村等に情報を提供します。</p>	県民生活・男女共同参画課
<p>● 相談員に対するスーパーバイズ(※)の実施 市町村や関係機関のケースに対しては、配偶者暴力相談支援センターの相談員がスーパーバイズを行うとともに、同センターのケースでは外部専門家によるスーパーバイズを受けることで、困難ケースの対応などを円滑に進めます。 ※スーパーバイズ 高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと</p>	女性相談支援センター
<p>● 女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催 多くの被害者が幼い子どもを連れていることから、連絡協議会を開催して児童相談所との連携を図り、それぞれの立場での意見を聞くことで、より良い支援の形を検討します。</p>	女性相談支援センター 児童相談所

支援に携わる相談員の心の負担を軽減することで、支援業務を継続して行うことができるようにします。

取組項目) ③ 相談員のメンタルヘルスケアの充実	担当課等
<p>● 各種メンタルヘルス研修受講の推進 被害者から深刻な被害状況等の話を聞くうちに自身が同様な心理状態になる「代理受傷」などにより、相談員が精神的な健康を損なうことがないように、研修等によるメンタルヘルスケアを充実します。</p>	女性相談支援センター
<p>● 相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備 職場内での相談員相互の相談や、外部の専門家による精神的ケアを図ります。</p>	女性相談支援センター



重点目標 (4) 加害者への対応

【現状と課題】

- 加害者の多くは、暴力を「しつけ」などと言って正当化し、暴力を振るったのは相手が悪いからだと言責任転嫁する特徴があります。こうしたことからDVを繰り返し、場合によっては相手を代えて、新たな被害者を生み出す危険性がありますので、早い段階で暴力は人権侵害であり、家庭崩壊にもつながるといった気づきを促し、暴力を問題解決の手段としないといった啓発活動が必要です。
- 加害者更生に対する専門的、継続的な対応は、現時点ではこれが有効といった確立したものがなく、国においても具体的な対策は示されていませんので、今後、国等の研究結果を踏まえた検討を行います。
- 加害者からの相談については、ソーレや精神保健福祉センターで対応しています。配偶者暴力相談支援センター等で相談窓口の周知を図るとともに、対応窓口を広げることが重要です。
- 警察は、被害が繰り返されることがないように、DV防止法に基づく審尋の際は警察官を派出するとともに、保護命令発令後、加害者に対して指導、警告を実施しています。
今後も、加害者に対し効果的な警告を行うなどの厳正な対応を行い、被害者の安全を確保する必要があります。

【今後の取組】

被害者が安心して暮らせるように、警察による加害者への厳正な対応を行います。

取組項目) ① 加害者への厳正な対応	担当課等
<ul style="list-style-type: none">● 現場警察官の加害者への対応能力の向上 警察官は、刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思を踏まえて検挙等の措置を講ずるほか、刑事事件としての立件が困難な場合も、加害者に対して指導警告を行うとともに、被害者に対して自衛策等の教示を行います。	警察本部
<ul style="list-style-type: none">● 保護命令が出された加害者に対する警告の実施 警察官は、接近禁止命令や退去命令などの保護命令が出された場合には、加害者に対し、命令内容を十分理解させるとともに、違反した場合には厳正な対応を行います。	警察本部
<ul style="list-style-type: none">● 被害者や支援者の安全確保 被害者や支援者が加害者からの危険を感じる場合は、巡回を行うなど安心して過ごせるような対応を行います。	警察本部

加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を収集するとともに、更生を望む加害者を相談窓口等へつなげます。

取組項目) ② 加害者の更生	担当課等
<p>●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討</p> <p>国や他県の情報を収集するとともに、その情報を活用した対応策を検討します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 ソーレ</p>
<p>●加害者への情報提供</p> <p>配偶者暴力相談支援センター等が対応する中で、自分を変えたいと願う加害者については、加害者の状況に応じて、相談窓口や医療機関の情報を提供します。</p>	<p>女性相談支援センター ソーレ</p>

加害者の更生のためには、加害者本人がDVとは何かを理解し、今後繰り返さないと決意することが大切ですので、加害者の気づきを促し、加害者が再び暴力を繰り返さないように広報等に取り組みます。

取組項目) ③ 加害者の気づき	担当課等
<p>●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知</p> <p>加害者が自分の行為がDVだと気づいていない場合が多いので、広報紙や相談カードの作成、配布により、加害者の気づきを促すとともに、加害者の相談先の周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ</p>
<p>●精神保健福祉センター等での「心の健康相談」の実施</p> <p>加害者が自分の気持ちを相談できる場を確保するとともに、相談しやすい環境を整えます。</p>	<p>精神保健福祉センター 福祉保健所</p>
<p>●ソーレでの相談の実施</p> <p>加害者からの相談に、一般相談や男性相談等で応じるとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。</p>	<p>ソーレ</p>
<p>●思春期相談センター「PRINK」における気づきの促進</p> <p>思春期の性の課題に対応している「PRINK」での相談活動などを通じて、デートDVの理解を深め、早期に加害の芽を摘んでいきます。</p>	<p>健康対策課</p>